



## 社会福祉法人輪島市福祉会 役員等名簿

平成 29 年 6 月 23 日現在

### ■理事 定員(6名～9名)

現員 理事 8 名、監事 2 名

任期：平成 30 年度の会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで

理事長	中山 勝
理事	前田 裕子
理事	上畠 忠雄
理事	濱中 勝利
理事	上野 吉邦
理事	今井 善弘
理事	田尻 佳代子
理事	谷口 広之
監事	向 憲龍
監事	古坊 忠善

### ■評議員 定員(7名～10名)

現員 評議員 10 名

任期：平成 32 年度の会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで

杉窪 厚子
曾又 博史
細川 正雄
池端 政義
中村 悦子
橋爪 美土里
橋本 幸男
田中 昭二
山岸 順子
七尾 幸子

# 役員等報酬規程

社会福祉法人輪島市福社会

## 役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人輪島市福祉会（以下「当法人」という。）定款第9条および第23条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする。）の報酬等について定めるものとする。

### (役員報酬)

第2条 当法人の役員報酬は、支給しないものとする。

### (費用弁償)

第3条 役員等が、理事長の指示又は理事会の委任を受け下記の法人業務を行う場合、次のとおり費用を弁償する。ただし、施設長等の施設職員が役員の場合は支給しない。

2. 交通費の実費が次の費用弁償額を超える場合は、旅費規程に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。

(1) 理事会及び評議員会に出席した場合の費用弁償

10,000円

(2) 法人業務を行う場合の費用弁償

10,000円

(3) 役員等が指名競争入札の立会いをした場合の費用弁償

5,000円

(4) 役員等が第三者委員として委員会に出席した場合の費用弁償

7,000円

(5) 監事が、監査を実施した場合の費用弁償

10,000円

(6) 役員等が研修会に出席した場合の費用弁償

輪島市内	5,000円
その他	10,000円

### (改廃)

第4条 本規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

### 附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

(平成29年5月26日 平成29年度 第1回 理事会、平成29年6月15日 平成29年度 定時評議員会にて議決)

# 役員等の報酬に関する規程

社会福祉法人輪島市福社会

## 役員等の報酬に関する規程

### (目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人輪島市福祉会（以下「法人」という。）の苦情対策要綱、入居決定に関する取扱規程に基づく第三者委員、運営推進会議設置要綱に基づく委員、評議員選任・解任委員会に基づく委員及び外部委員（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償に関する事項を定める。

### (定 義)

第1条の2 削除

### (報 酬)

第1条の3 法人の役員等に対して報酬は、支給しない。

### (費 用 弁 償)

第2条 役員等が、委員会及び会議に出席するため、あるいは法人の業務のために出張したときは、その費用を弁償する。ただし、施設長等の施設職員及び施設を利用する利用者が役員等の場合は支給しない。

2. 交通費の実費が次の費用弁償額を超える場合は、旅費規程に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。

(1) 委員会及び会議に出席した場合の費用弁償

苦情・入居検討委員会	7,000円
評議員選任・解任委員会	7,000円
運営推進会議	5,000円

### (改 正)

第3条 この規程の改廃については、理事会の議決を要する。

### 附 則

この規程は、平成14年4月1日より施行する。

### 附 則

この規程は、平成23年6月1日から施行する。

(平成23年5月27日第1回理事会にて議決)

(第2条) (一部改正)

(第1条、第1条の2、第1条の3、第3条関係) (追加)

附 則

この規程は、平成24年6月1日から施行する。  
(平成24年5月29日第1回理事会にて議決)  
(第1条) (一部改正)

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。  
(平成26年7月16日 平成26年度 第2回理事会にて議決)  
(第1条の3関係) (一部改正)

附 則

この規程は、平成28年6月1日から施行する。  
(平成28年5月27日 平成28年度 第1回理事会にて議決)  
(第1条、第1条の3関係) (一部改正)

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。  
(平成29年5月26日 平成29年度 第1回 理事会にて議決)  
(第1条、第1条の3、第2条、第3条関係) (一部改正) (第1条の2関係 削除)